

## あきた農商工応援ファンド支援事業実施要領

本要領は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）からの「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業貸付金」（以下「機構貸付金」という。）や県内の金融機関及び農業団体（以下「出資機関等」という。）の出資を受けて運用する「あきた農商工応援ファンド」（以下「ファンド」という。）の運用益を活用して実施する「あきた農商工応援ファンド支援事業」（以下「ファンド事業」という。）について、秋田県（以下「県」という。）が必要な事項を定める。

なお、当該ファンドに基づき、平成21年度から令和元年度まで実施した「あきた農商工応援ファンド事業」を「旧ファンド事業」とする。

### （ファンドの管理・運営）

第1条 ファンド及びファンド事業の管理や運営は、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が行う。

2 活性化センターは、ファンド事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

3 活性化センターは、ファンド事業の適正な管理や運営を行うため、公開する情報等について、必要に応じて県と協議する。

### （ファンド事業の目的）

第2条 ファンド事業の対象者（以下、「助成対象者」という。）が取り組む商品開発や販路開拓、複数の連携体が取り組む販路開拓等に対して、支援を行うことにより、本県の県内事業者の育成や食品産業の振興を図ることを目的とする。

### （ファンドの運用方法及び運用計画等）

第3条 活性化センターは、ファンドの運用にあたっては、元本が保証される金融債権その他の有価証券等の購入、又はこれらに準ずる方法により、長期にわたり有利で確実な運用が確保されるよう努めるものとし、具体的な運用計画について、別記様式第1号に基づく運用計画承認申請書に取りまとめ、県に提出する。

2 県は活性化センターから前項の提出があった場合は、内容を審査し、妥当と判断される場合は、別記様式第2号に基づく運用計画承認書により承認するものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

3 活性化センターは、前項の承認を受けた運用計画に基づき運用しなければならない。

4 県は、事業年度ごとに活性化センターから報告されるファンド事業の実績を踏まえて、必要に応じて活性化センターと連携し、活用の啓発対策等を講ずる。また、ファンド事業

の活用が長期にわたり低調な場合は、ファンドの規模を見直すなどの必要な措置をとるものとする。

5 活性化センターは、毎年度の運用状況や実績等について、出資機関等に当該年度分を翌年度の6月末までに報告する。

#### (未使用額の取扱)

第4条 令和元年度末に発生した旧ファンド事業の未使用額のうち、ファンドにおける機構貸付金に相当する運用益を除いた金額については、出資機関等からの承諾が得られた場合に限り、ファンド及びファンド事業の原資として、繰り越して使用することができるものとする。

2 活性化センターは、各事業年度のファンド事業の実績により発生した未使用額をファンド事業の原資として翌年度に繰り越して使用することができる。

3 活性化センターは、ファンドの原資の償還期限が到来する令和11年度における運用益については、当該年度内におけるファンド事業の原資として使用することができることとし、繰り越してはならない。

4 令和11年度末において、未使用額が発生した場合は、原則として活性化センターから県や出資機関等に返還するものとする。この場合、県は返還のあった未使用額のうち機構貸付金に相当する運用益については、中小機構に返還するものとする。

#### (貸付要領の作成)

第5条 県は、ファンド造成のため、活性化センターに対する原資の貸付に関する手続き等について「あきた農商工応援ファンド貸付要領」（以下「貸付要領」とする）を制定するものとする。

2 貸付要領には次の内容を記載することとする

- (1) 貸付条件
- (2) 貸付に関する手続き
- (3) 担保設定
- (4) 貸付後の管理
- (5) その他貸付に関する事項

#### (助成金交付の手続き)

第6条 活性化センターは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」の趣旨を踏まえ、ファンド事業の助成金交付等に関する手続き等について定めた「あきた農商工応援ファンド支援事業交付要領」（以下「交付要領」という。）を制定するときは、別記様式第3号に基づき県に提出し、別記様式第4号に基づき

承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

2 交付要領は、ファンド事業の執行に関する次の内容とする。ただし、交付要領の適切な運用を図る観点から、必要に応じて県に協議するものとする。

- (1) ファンド事業の計画申請やその変更、概算払等に係る手続き
- (2) ファンド事業の採択基準や審査の方法
- (3) ファンド事業の助成金の決定や交付等に関する手続き
- (4) ファンド事業の実績報告や確認検査、助成金の支払い等に関する手続き
- (5) ファンド事業の廃止に関する手続き
- (6) その他ファンド事業の執行に必要な手続き

(ファンド事業の対象者)

第7条 助成対象者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。なお、各年度において、(1)及び(2)の事業に係る助成額の合計が助成総額の7割以上になるものとする。

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体（以下「農商工連携体」という。）
- (2) 農商工連携体を支援する事業を行う者（以下「応援団体」という。）
- (3) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体（以下「NPO等との連携体」という。）

(ファンド事業の内容等)

第8条 ファンド事業は、次に掲げる内容とする。

- (1) 農商工連携支援事業

農商工連携体及びNPO等との連携体を構成する者が互いの経営資源を活用し、商品の開発や改良又は新サービスの開発、販路開拓等、地域経済の活性化に資する取組に対して支援する。

- (2) 農商工連携応援団体支援事業

農商工連携体やNPO等との連携体等が行う新たな事業展開を支援するため応援団体が行う展示会、講習会、新サービスの開発、指導助言等に関わる取組に対して支援する。

- (3) ファンド運営・管理事業

活性化センターが行うファンドの管理や運用、(1)及び(2)に要する事務管理等の経費。

2 (1)及び(2)の助成率や助成期間等については、次のとおりとする。

項 目	農商工連携支援事業	農商工連携応援団体支援事業
助 成 率	1 / 2以内 ただし、別に定める条件を満たした場合は2 / 3以内	2 / 3以内 ただし、別に定める条件を満たした場合は10 / 10以内
助 成 期 間	最大2年間	最大2年間
助成対象経費	交付要領の運用に基づく別表のとおり	交付要領の運用に基づく別表のとおり
助 成 限 度 額	1年目 100万円以内 2年目 50万円以内 (1年目の1 / 2以内)	1年目 100万円以内 2年目 50万円以内 (1年目の1 / 2以内)

3 同条第1項の(3)の対象業務は、ファンド事業を円滑かつ適正に実施するために必要な交付事務及び運用事務等であり、当該事業の支出限度額は、当該年度のファンドの運用益の7パーセントに相当する金額を上限とする。

4 同条第1項の(3)の対象経費は次のとおりとし、活性化センターの役職員に係る人件費は除くものとする。

- (1) 委員等外部専門家に対する謝金
- (2) 委員等外部専門家又は特定一般社団法人等の役職員の旅費
- (3) 会議費、会場賃借料、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等の事務経費
- (4) 当該事業の監査に要する経費
- (5) 上記に付随する消費税及び地方消費税
- (6) 助成金交付事業及び管理事業に必要な借入金にかかる金利
- (7) ファンドの運用利息収入にかかる租税
- (8) ファンド造成に係る金銭消費貸借契約に係る印紙税や振込み手数料等

(ファンド事業の募集と採択)

第9条 活性化センターは、本県の県内事業者の育成や食品産業の振興を図るため、ファンド事業の募集にあたっては、県や関係機関、団体等と連携を図り、広く周知を図るなどして、県内の中小企業者や農林漁業者から積極的に活用してもらうための対応を十分に行う。また、活用が低調な場合は、県と協議し、具体的な対策を講ずるものとする。

2 ファンド事業の採択にあたっては、助成対象者から提出される事業計画等について、事業実施の確実性、事業化の熟度等を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

3 活性化センターは、交付要領に基づき、毎年度ごとに実施されるファンド事業の募集後に審査を行い、助成金の交付対象事業を決定する。

4 活性化センターは、助成金の交付対象事業を決定した場合は、交付要領に基づき助成対象者が作成した事業計画書の写しを添えて、速やかに別記様式第5号に基づき、県に提出しなければならない。

5 助成対象者は、事業完了後に実績報告書を活性化センターに提出しなければならない。

6 活性化センターは、前項の実績報告者の提出があった場合は、必要な検査等の確認を行い、適正と判断される場合は、助成金を交付するものとする。

7 活性化センターが自ら行う「農商工連携応援団体支援事業」については、毎年度の事業計画を作成し、県の承認を得なければならない。

#### (ファンド事業管理・運用事業計画と実績報告)

第10条 活性化センターは、ファンド事業全体の管理や運用に関する内容について中小機構が別に定めたファンド事業管理・運用事業計画書(以下「秋田県事業計画書」という。)を毎年度のファンド事業を開始する前年度の3月末に別記様式第6号に基づき、県に提出し、別記様式第7号に基づき承認を受けなければならない。

ただし、ファンドを造成する年度については、造成する期日までに県に提出し、承認を受けるものとする。

2 なお、県の承認を受けた秋田県事業計画書を変更する場合は、前項に準ずるものとする。

3 活性化センターは、中小機構が別に定めたファンド事業管理・運用事業実績報告書(以下「秋田県事業実績書」という。)を翌年度の5月末までに、第11条及び第12条に定める事業成果に係る評価結果及び助成金交付決定をした助成対象者が作成した事業計画書の写し、助成対象者から提出された当該年度の事業実績報告書の写しを添えて、県に提出しなければならない。

4 県は、第3項の規定に基づく秋田県事業実績書の提出があった場合、その成果を公開することがある。

#### (事業の達成状況の把握)

第11条 活性化センターは、助成対象事業の助成対象者(以下「助成対象者」という。)が事業計画書に明記した目標の達成状況を把握するため、助成対象者の事業の目標期間について、事業化状況報告書を提出させるとともに、その内容について毎年度取りまとめる。

2 活性化センターは、前項の事業化状況報告書の内容を確認し、取りまとめた内容を県に報告するとともに、達成率が低い助成対象者に対しては、県と協議のうえ、目標達成に向けた指導等を行うものとする。

(事業成果に係る目標・評価・成果の公開)

第12条 ファンド事業全体の成果目標については、10条の秋田県事業計画書に明確化するものとし、計画や実績の評価は、次に定める方法で行うものとする

(1) 目標は、当該年度の累計目標達成件数を累計採択件数で除した数値（以下「目標達成値」という。）で評価し、県全体の目標達成値は7割以上とする。

(2) 目標達成値は、前条に基づき助成対象者から提出された事業化状況報告書をもとに算定する。

ただし、助成対象者が作成した事業化状況報告書の中で、複数の目標値が設定されている場合は、目標値の達成が最も高い数値を選定する。

2 目標設定や実績については、第10条第4項と同様に公開することがある。

(ファンド事業に係る監査)

第13条 活性化センターは、毎事業年度、ファンド事業に係る監査を実施するものとし、その結果を速やかに県に報告しなければならない。

(中小機構に対する報告)

第14条 県は活性化センターから報告を受けた第10条第1項に基づく当該年度の秋田県事業計画書を毎年度4月上旬に報告するものとする。

2 県は活性化センターから報告を受けた第10条第3項の秋田県事業実績書を毎年度6月末までに報告するものとする。

3 県は、次のいずれかに該当する場合は、中小機構に速やかに報告するものとする。

(1) 活性化センターから提出のあった第10条第2号に基づく秋田県事業計画書の変更。

(2) 活性化センターの組織名称や住所等の変更

(3) 活性化センターから第13条に基づく監査の報告を受けたとき。

4 県は、次のいずれかに該当する場合は、中小機構に直ちに報告するものとする。

(1) 県が活性化センターに対して有する債権の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたととき。

(2) 県が活性化センターに対し繰上償還の請求をする必要があると認めたととき。

(3) その他中小機構が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき。

(関係書類等の保存)

第15条 活性化センターは、ファンドの造成及びファンド事業に係る書類をファンドが終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他必要となる事項)

第16条 その他ファンド事業の実施に関して、この要領に記載のない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、施行日前に採択した助成事業及び契約等は従前の要領による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和元年11月13日から施行する。

農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則第3条と実施要領の対応表

細則第3条	実施要領の該当箇所
一 貸付対象	第1条第2項
二 ファンドの運用方法及び運用計画	第3条第1項、2項
三 農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業における未使用額の取り扱い	第4条第1項・2項・3項・4項・5項・6項、
四 農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業に係る会計	第1条第3項
五 ファンド規模の適正化基準	第3条第3項
六 助成金交付事業の対象者	第6条第6項
七 助成金交付事業の対象事業の内容	第7条第1項
八 助成対象経費	第7条第2項
九 助成率	第7条第2項
十 助成限度額	第7条第2項
十一 助成期間	第7条第2項
十二 助成金交付事業の採択基準	第8条第1項、第8条第5項
十三 助成金交付先の決定に関する手続き	第8条第2項・3項
十四 助成金の交付に関する手続き	第8条第4項
十五 事業成果に係る目標・評価	第11条第1項
十六 特定一般社団法人等が事業年度毎に作成する事業計画の内容及び提出手続き	第9条第1項
十七 特定一般社団法人等が事業年度毎に作成する実績報告の内容及び提出手続き	第9条第2項
十八 農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業に係る監査	第12条
十九 機構に対する報告	第13条第1項・2項、3項
二十 助成金交付事業に附帯する管理事業の内容	第7条第3項・4項
二十一 その他必要となる事項	